

中間処理業者による廃棄物の過剰保管

事例1



廃棄物処分業（破碎）、収集運搬業の許可を有するA事業者が、中間処理施設（破碎施設）敷地内に、平成14年頃から廃棄物（中間処理前及び中間処理後のもの）を不適正に保管（廃プラスチック類、木くず等を約50,000m³（面積約6,400m²、高さ約18m））。

改善命令を発出したが履行しなかったため、平成18年に業許可取消処分。平成19年に、改善命令違反等により、法人は300万円、実質的経営者は懲役2年6月、罰金300万円、執行猶予5年の刑に処せられた。

屋外で容器によらず積み上げてあり、飛散・流出・崩壊、木くず等の発火などのおそれがある。

事例2

廃棄物処分業（中間処理）の許可を有するB事業者が、中間処理施設（破碎施設）敷地内に、平成10年頃から廃棄物（中間処理前及び中間処理後のもの）を不適正に保管（自動車等破碎物等を約9,500m³（面積約2,000m²、高さ約4.5m））。

改善命令を発出中。

屋外で容器によらず積み上げてあり、飛散・流出・崩壊、発火などのおそれがある。



行政処分の指針について（概要）

平成17年8月12日環廃産第050812003号
各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部局長宛
産業廃棄物課長通知

行政処分の迅速化について

- ◆ 違反行為を把握した場合、速やかに行政処分を行うこと。
- ◆ 不法投棄を把握した場合、①速やかに処分者等を確認し、措置命令により原状回復措置を講ずるよう命ずること、②不法投棄として告発すること、③命令に従わないときは命令違反として積極的に告発すること、④捜査機関と連携しつつ、許可を速やかに取り消すこと。

行政指導について

- ◆ 行政指導は、迅速かつ柔軟な対応という観点から効果的だが、相手方の任意の協力を前提とするため、相手方が従わないことに法的効果は生じない。
- ◆ 緊急の場合・必要な場合には躊躇することなく行政処分を行うなど、違反行為に対しては厳正に対処すること。

刑事処分との関係について

- ◆ 行政処分は将来にわたる行政目的の確保を主目的とするもので、過去の行為を評価する刑事処分とは目的が異なる。
- ◆ 違反行為の事実を把握した場合には、刑事処分を待つことなく、速やかに行政処分を行うこと。

事実認定について

- ◆ 行政処分を行うためには、違反行為の事実が客観的に認定されれば足りるのであり、違反行為の認定に直接必要とされない行為者の主観的意思等が不明であることを理由に、行政処分を留保するべきではない。

行政処分の公表について

- ◆ 排出事業者が適正な処理業者に処理委託できるよう、行政処分（取消処分、停止処分、改善命令、措置命令）を発出した場合には、その内容を積極的に公表されたいこと。この場合、処理業者等から非公開を条件として提供された情報などと異なり、処理業者や無許可業者に対し行政処分を行った旨の情報は、排出事業者に対する情報提供を目的として、特段の法令上の根拠がなくとも公表することが可能。なお、改善命令及び措置命令については、命令内容の履行がなされた場合にはその旨も公表することが望ましい。
- ◆ 公表手段としては、行政処分を行った時点で速やかにHP等を用いて一定期間公表することが考えられるが、具体的な手法については情報の迅速性や排出事業者にとっての簡便性を考慮した上で各都道府県で判断されたいこと。

欠格要件、許可取消処分の義務化について

法に従った適正な業の遂行を期待できない者を産業廃棄物処理業から排除するため、以下の対象者が欠格要件に該当する場合、都道府県知事は、廃産業廃棄物処理業、産業廃棄物処理施設設置許可を取り消さなければならない。(法第14条の3の2第1項第1号)

対象者

- 申請事業者
- 法人の役員(5%以上の株主等の実質的な支配者(黒幕(自然人に限る。))を含む。)、
使用人(支店長など) など

欠格要件

○ 破産者 等

○ 禁錮以上の刑に処せられてから五年を経過しない者

○ 暴力団員又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者

○ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

○ 廃棄物処理法、環境保全法令、刑法(※)などの法律違反によって罰金以上の刑に処せられてから(＊)五年を経過しない者

※ 刑法のうち、傷害罪、現場助勢罪、暴行罪、危険運転致死罪、脅迫罪、背任罪に違反した場合のみ

* 刑について判決が確定してから、該当することとなる。

○ 廃棄物処理業、浄化槽清掃業の許可を取り消された者で取消の日から五年を経過しない者(廃業した場合も同じ)

○ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者

例) ・過去、繰り返し許可取消処分を受けている者

・廃掃法、環境保全法令、刑法などの法律違反によって、検察から公訴を提起されている者

・環境保全法令違反を繰り返し行政指導が累積している者 など

□ : 法人を含むもの

欠格要件、取消要件を強化してきた背景

対行政暴力事件

暴力団等、悪質な者の介入

後を絶たない不法投棄

安かろう悪かろうの処理が横行し、優良業者が産業廃棄物処理の市場で優位に立っていないという状況

欠格要件

産業廃棄物処理業者としての適性を類型化した欠格要件を強化することにより、悪質業者の新たな参入を排除しつつ、既に産業廃棄物処理業を行っている者が欠格要件に該当した際には、確実に放逐することにより業界の浄化を図る必要。



累次の改正により欠格要件を拡大。

- 暴力団対策法違反で罰金以上の刑から5年を経過しない者(平成9年)
- 許可取消法人の役員(平成9年)
- 実質的に役員同等の支配力を有する者(黒幕)(平成9年)
- 暴力団員、暴力団員等が事業活動を支配する者(平成12年)
- 施設設置許可に欠格要件を導入(平成12年)
- 聴聞通知後に廃業した者(平成15年)
- 暴力団員等が事業活動を支配する個人(平成17年)



効果

● 法令を遵守し、適正処理能力を備える産業廃棄物処理業者のみによる業の運営を図ることにより、産業廃棄物処理に対する国民の不信感を払拭。

取消要件

欠格要件に該当した場合には、「取り消すことができる」規定(裁量規定)

- ・平成12年改正で、暴力団排除条項を追加
- ・悪質業者の淘汰による廃棄物業界の優良化



年間の取消件数は数十件程度にとどまる。

平成13年に厳格な処分を行うよう自治体に通知(「行政処分の指針」)



自治体に対する行政暴力

聴聞等の手続を要するため手続が遅延

平成15年法改正によって、欠格要件に該当した場合には、「取り消さなければならない」規定とされる(取消処分の義務化)

現在の取消件数は年間700件程度。

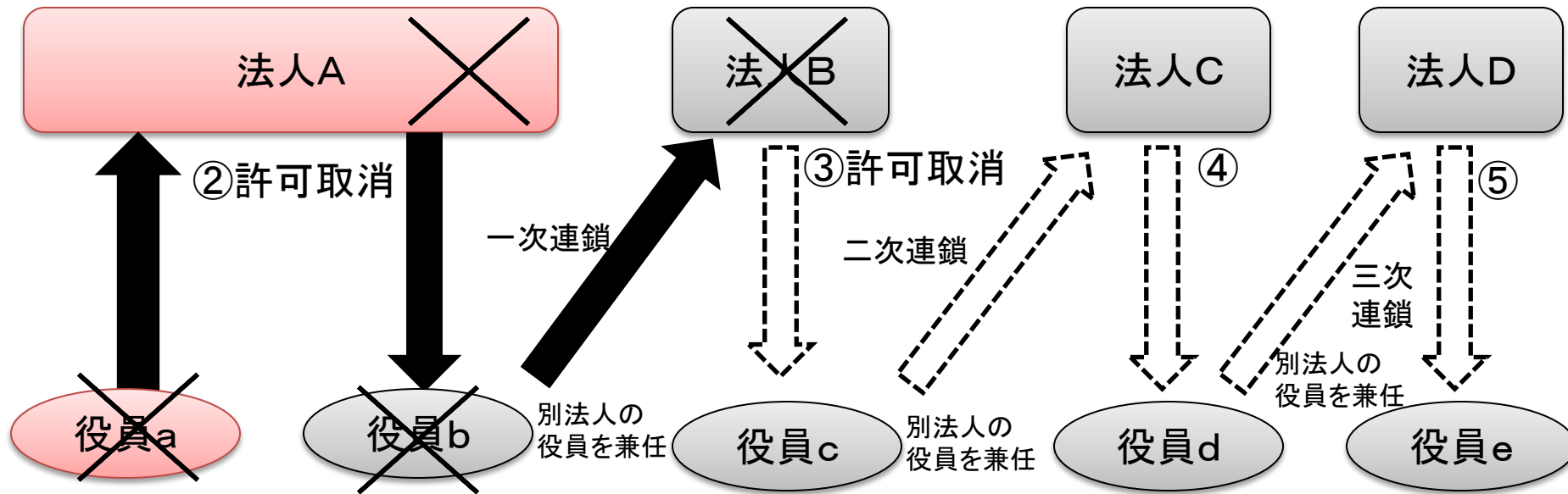
効果

- 裁量がなくなることで、自治体に対する行政暴力等の圧力が減少。
- 罰金刑、禁錮刑等、欠格要件に該当することが明らかな場合、聴聞が不要なので迅速な対応が可能となる。

欠格要件の無限連鎖について

いわゆる無限連鎖問題とは、法人A又は役員aが欠格要件に該当したことを発端として、別役員が他法人に兼任していれば、法理論上は、無限に他法人の取消しが続く構造のこと。

①法人が欠格要件に該当



①法人Aの役員a
が欠格要件に該当

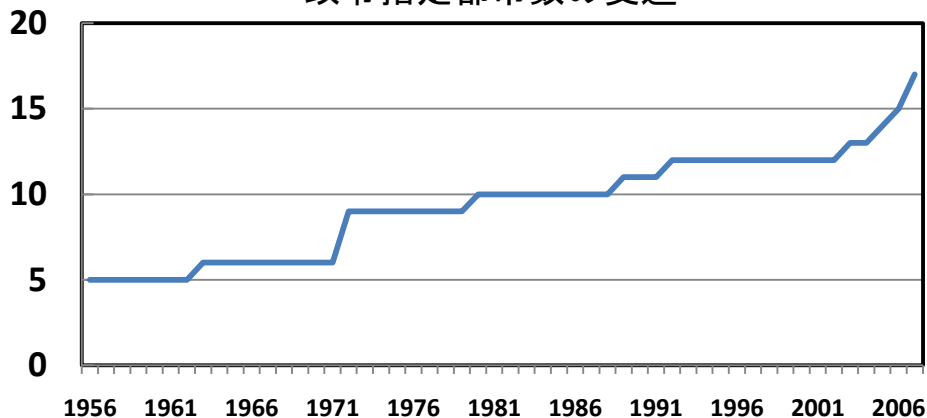
第1次欠格要件の在り方検討会の結論を踏まえ、一次連鎖(法人Bの取消し)で止め、二次連鎖以降を取り消すのは、法の趣旨ではないことを通知で示している。

産業廃棄物収集運搬業許可に係る手続負担の経緯

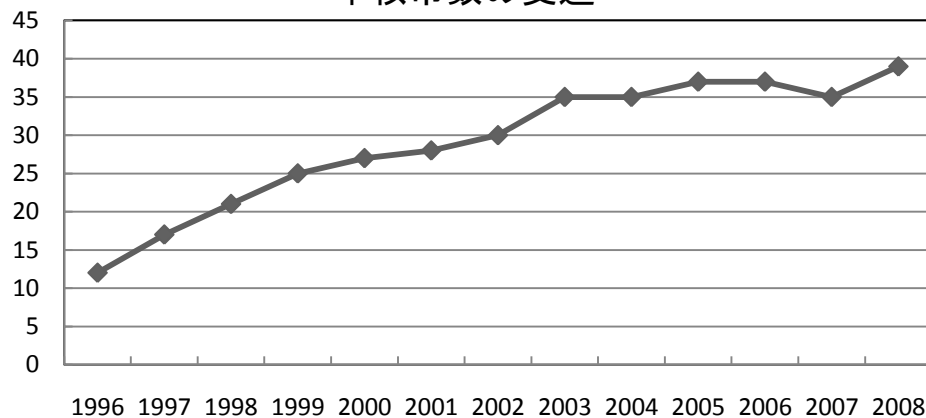
産業廃棄物処理の事務を処理する地方公共団体の変更

1. 都道府県
2. 廃棄物処理法施行令で定める市(いわゆる政令市)
 - ① 地方自治法上の政令指定都市
 - ② 地方自治法上の中核市
 - ③ その他施行令で定める市

政令指定都市数の変遷



中核市数の変遷



政令市数は、平成9年の38市から、平成21年には62市へ増加

申請書記載項目等の変更

- H
3
- 処理業許可を、収集運搬業許可と処分業許可に細分化
 - 許可基準に、資力要件を追加

- H
9
- 欠格要件における役員の範囲に、法人に対し実質的支配力を有する者を追加
 - 積替保管の適正化、収集運搬業者への委託の適正化

- H
17
- 欠格要件に該当した場合の届出義務の新設

- 事業範囲に積替えの有無等の記載を追加

- 経理的基礎に関する書類を追加

- 一定比率以上の株主、出資者に関する事項(氏名・住所・住民票等)を追加
- 積替保管に関する事項を追加

- 申請者が欠格要件に該当しない旨の誓約書を追加

産業廃棄物収集運搬業の許可申請書について

許可申請書の記載項目

氏名・名称（法人はその代表者氏名）、住所
申請者が未成年である場合、その法定代理人 申請者が法人である場合、その役員 申請者に使用人がある場合はその使用人
申請者が法人の場合、 ・発行済株式総数の5%以上を有する株主 ・出資額の5%以上の額に相当する出資をしている者の、氏名、名称、保有株式数又は出資金
事業の範囲
事務所・事業場の所在地
事業の用に供する施設の種類・数量 積替保管を行う場合それに関する事項
①所在地 ②面積 ③積替保管を行う産廃の種類 ④積替保管上限 ⑤積上高さ上限

許可申請書の添付書類

住民票の写し、成年被後見人・被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
申請者が未成年である場合、その法定代理人 申請者が法人である場合、その役員 申請者に使用人がある場合はその使用人
申請者が法人の場合、 ・発行済株式総数の5%以上を有する株主 ・出資額の5%以上の額に相当する出資をしている者の住民票の写し、成年被後見人・被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
申請者が欠格要件に該当しない旨の誓約書
申請者が法人の場合、定款・寄附行為、登記事項証明書
事業計画の概要
事業の用に供する施設の構造図等、設計計算書、施設付近の見取り図
施設の所有権・使用権原を有することを証明書
事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類
経理的基礎に関する書類
事業開始に要する資金総額と調達方法 申請者が法人の場合、 直前3年の貸借対照表、損益計算書、法人税納付額、納付済証明書類 申請者が個人の場合、 資産調書、直前3年の所得税納付額、納付済証明書類

先行許可証の提示により、
県の判断で省略させることが可能。

収集運搬に伴う積替保管の問題事例

収集運搬業者B社が、廃プラスチック類等を、約1年間にわたり、積替保管施設において、不適正に保管(約9300m³、面積1500m²、高さ14m)。

県は立入検査による発覚後、適正処理及び撤去する旨行政指導したが、改善が進まないばかりか、さらに約4000m³積み上げ、不適正な状態が継続・悪化した。

屋外でうずたかく積み上げられており、囲いの破損等も見られ、廃棄物の飛散、流出、崩壊、火災発生のおそれがある。



優良性評価制度について

優良性評価制度とは

産業廃棄物処理業者からの申請に基づき、都道府県が、遵法性、情報公開、環境保全の取組の観点から設定した評価基準に適合することを確認する制度。

適合確認された産業廃棄物処理業者については、許可更新・変更時に申請書類の一部を省略することが可能。

優良性評価の基準

遵法性

- 5年以上の業の実績があり、過去5年間に不利益処分を受けていないこと

情報公開性

- 処理行程・処理実績、処理料金等をインターネットで公開し、決められた頻度で最新の内容に更新していること

環境保全の取組

- ISO14001、エコアクション21またはこれと相互認証された環境マネジメントシステム(EMS)の取得

ワンランク上の優良企業を目指す
処理事業者の自主的取組の後押し

排出事業者が処理委託先を
選ぶ際の判断基準

産業廃棄物処理業の健全な発展と適正処理の推進

産業廃棄物処理業者優良性評価制度の施行状況

適合確認状況

(平成21年6月30日現在)

	許可件数	事業者数
国の制度による適合確認	2,316件	280事業者
都道府県独自の制度による適合確認	637件	164事業者

※ 適合確認されてから把握されるまで数週間程度要するため、数は暫定値。

優良性評価認定を受けていることを入札要件としている取組

- (独)国立環境研究所において、平成20年度不用試薬類の収集運搬及び処分業務の入札要件化

仕様書の一般事項(抜粋・要旨)

- ・電子マニフェストを使用すること
- ・いずれかの都道府県政令市で優良性評価基準の適合確認を受けていること



- 地方独立行政法人 大阪府立病院機構 大阪府立呼吸器・アレルギー医療センターにおいて、産業廃棄物(ガラス屑、金属屑、廃プラスチック類)の収集・運搬及び処分業務の入札要件化

入札説明書の入札参加資格(抜粋)

- ・大阪府産業廃棄物処理業者遵法性・情報公開性・環境配慮の取組に係る基準適合確認実施要領に規定する基準に適合していること

廃棄物処理施設設置許可手続について

申請者

申請に必要な資料

- ・申請書 ー 氏名、設置場所 ー 施設の設置計画 ー 施設の種類 ー 施設の維持管理計画 等
- ・設置することが周辺の生活環境に及ぼす影響についての調査結果書

申請

都道府県・政令市

- ・施設設置に伴う大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、地下水に係る調査項目の現況
- ・自然的条件及び社会的条件の現況
- ・生活環境への影響の程度の分析結果 等

公告縦覧手続

- ・施設設置場所、施設種類等の公告縦覧
- ・申請書及び生活環境影響調査結果書の公告縦覧
- ・関係市町村長の意見聴取
- ・利害関係者は意見書を提出することができる

許可の基準

- ・設置計画及び維持管理計画が周辺の生活環境の保全等について適正な配慮がなされたものであること
- ・申請者の能力が設置及び維持管理を的確かつ継続的に行うに足りるものであること
- ・申請者が業の許可と同様の欠格要件に該当しないこと

生活環境保全上必要な条件を付することができる。

許可

施設建設

使用前検査

稼働

専門的知識を有する者の意見聴取

廃棄物最終処分場の管理の流れ

都道府県知事の廃棄物処理施設設置許可を取得

10～20年程度

埋立期間

- 使用前検査
- 維持管理基準に従い維持管理を行う義務
- 維持管理積立金を積み立てる義務

埋立終了時には、都道府県知事へ届出

安定型処分場: 平均 3年
管理型処分場: 平均18年

維持管理期間

- 維持管理基準に従い維持管理を行う義務
- 維持管理のために維持管理積立金を取り戻すことができる

最終処分場の廃止について、都道府県知事へ届出

廃止基準へ適合していると都道府県知事が確認

特別の維持管理を行わなくても、掘削等による遮水工の破損や、埋立廃棄物の攪乱等がなされなければ、生活環境保全上の支障が生じるおそれがない状態であると確認

最終処分場を廃止

跡地形質変更届出制度上の指定区域に都道府県知事が指定

土地の形質を変更する者は、都道府県知事へ届出

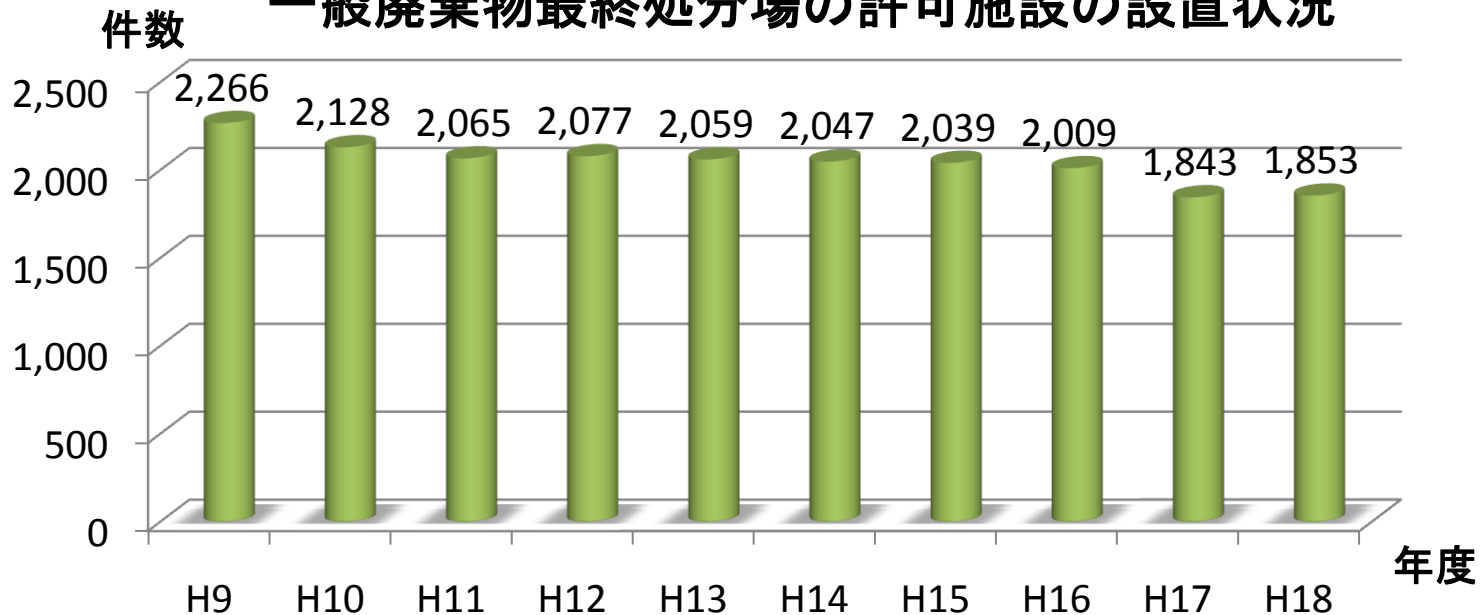
一般廃棄物処理施設の設置状況

(平成18年度実績)

一般廃棄物処理施設の設置状況

区 分	施設数
ごみ焼却施設	1,301
民間	319
最終処分場	1,853
民間	114

一般廃棄物最終処分場の許可施設の設置状況



産業廃棄物処理施設の設置状況

■ 産業廃棄物中間処理施設の施設数及び新規設置数

(平成18年4月現在)

中間処理施設の区分	施設数	平成17年度分新規施設数
汚泥の脱水施設	4,810	79
汚泥の乾燥施設(機械)	242	15
汚泥の乾燥施設(天日)	73	2
汚泥の焼却施設	679	16
廃油の油水分離施設	256	9
廃油の焼却施設	639	14
廃酸・廃アルカリの中和施設	186	3
廃プラスチック類の破碎施設	1,286	192
廃プラスチック類の焼却施設	1,052	18
木くず又はがれき類の破碎施設	8,135	571
コンクリート固型化施設	40	8
水銀を含む汚泥のばい焼施設	8	1
シアン化合物の分解施設	194	0
PCB廃棄物の焼却施設	0	0
PCB廃棄物の分解施設	16	1
PCB廃棄物の洗浄施設又は分離施設	16	4
その他の焼却施設(汚泥、廃油、廃プラスチック類、PCBを除く)	1,532	31
合計	19,164	964

■ 産業廃棄物最終処分場の新規設置数

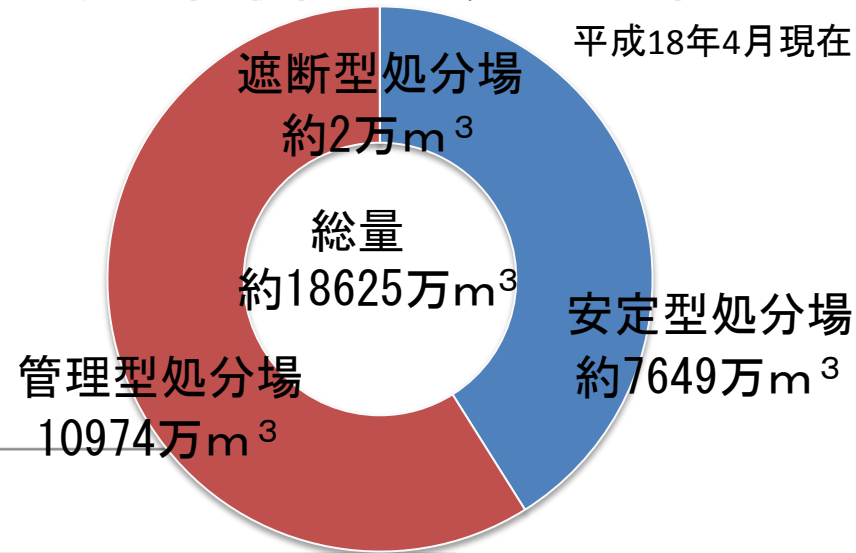
(平成18年4月現在)

	安定型処分場				管理型処分場				遮断型処分場			
	排出事業者	処理業者	公共	計	排出事業者	処理業者	公共	計	排出事業者	処理業者	公共	計
都道府県計	0	11	0	11	3	5	0	8	0	0	0	0
政令市計	1	8	1	10	0	2	1	3	0	0	0	0
全国計	1	19	1	21	3	7	1	11	0	0	0	0

産業廃棄物最終処分場の状況について

産業廃棄物最終処分場の残存容量

平成18年4月現在



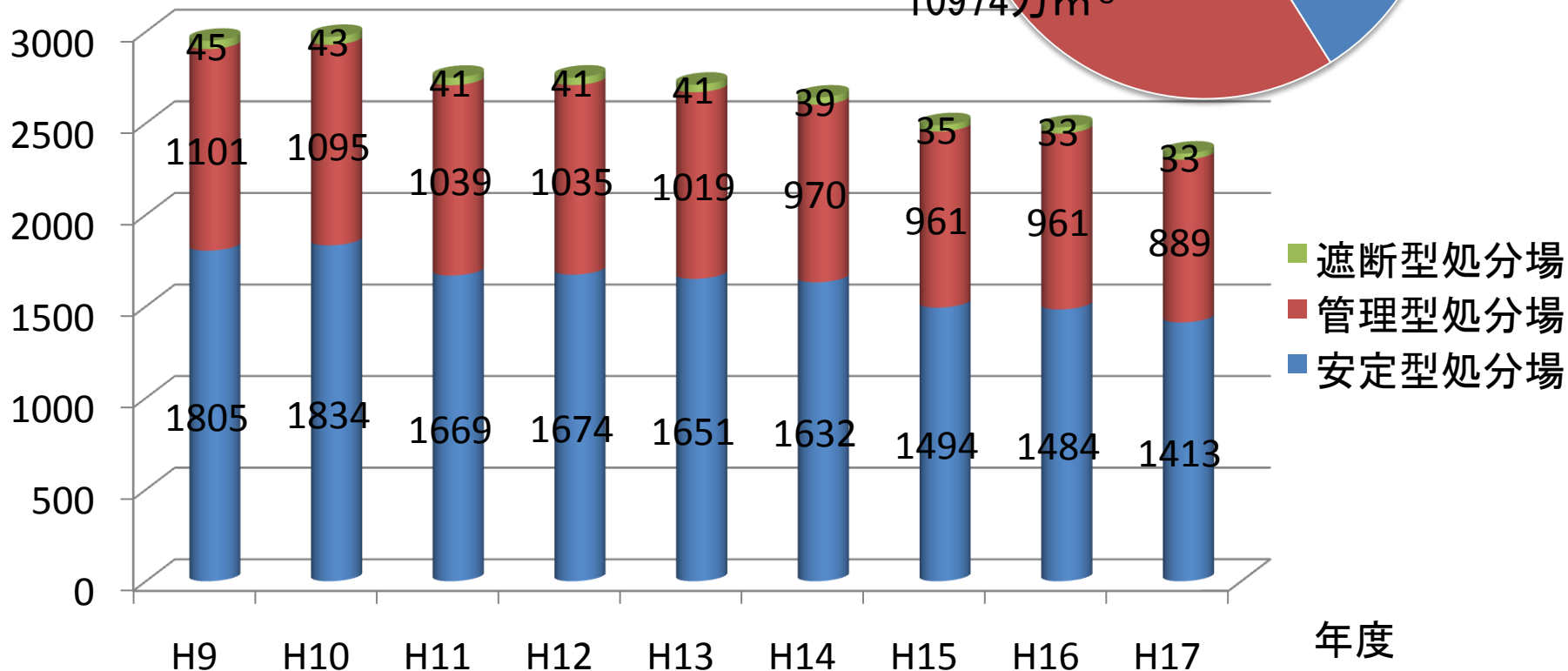
安定型最終処分場の割合

- 最終処分場残存容量の総量の約40%
- 最終処分場施設数の約60%

産業廃棄物最終処分場の許可施設数

平成18年4月現在

件数



産業廃棄物処理施設の許可の状況

産業廃棄物処理施設の新規許可件数

○焼却施設

平成9年12月 構造基準及び維持管理基準の強化(ダイオキシン対策)

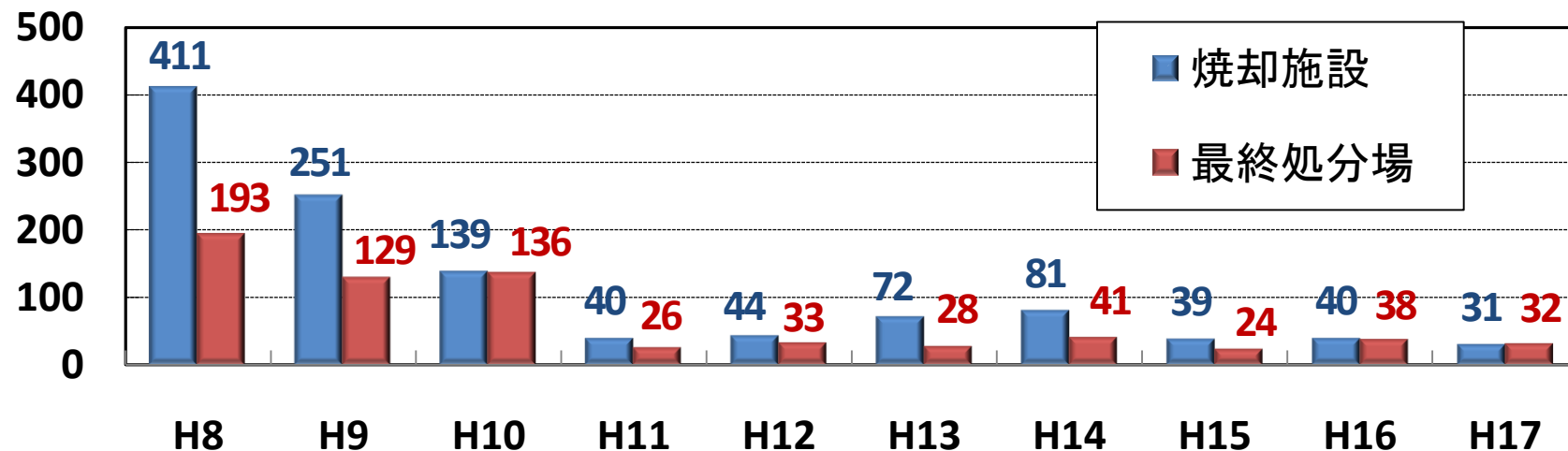
平成10年6月 施設許可手続の強化(生活環境影響調査の義務づけ、告示・縦覧)

○最終処分場

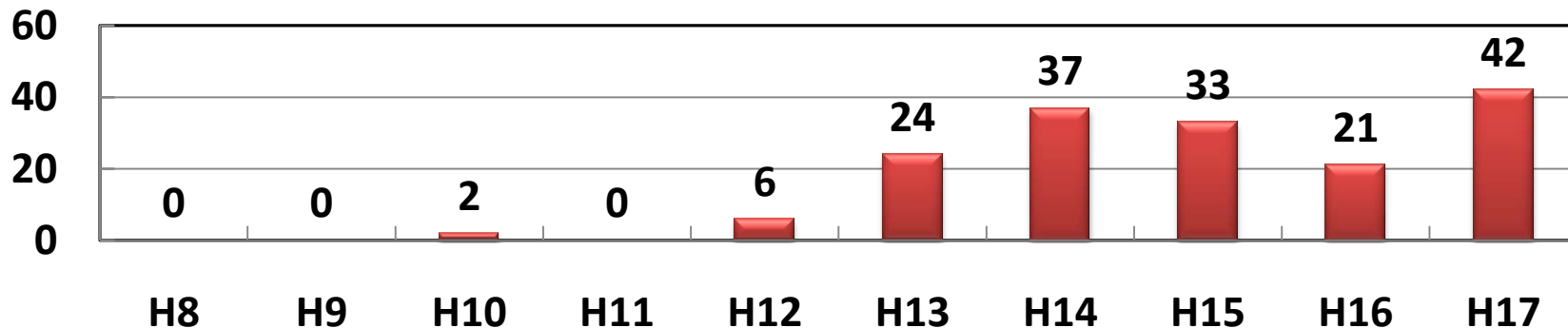
平成9年12月 面積要件の撤廃(規模の裾切りの撤廃)

平成10年6月 施設許可手続の強化(生活環境影響調査の義務づけ、告示・縦覧)

(件)



法第15条の3に基づく施設許可取消処分件数

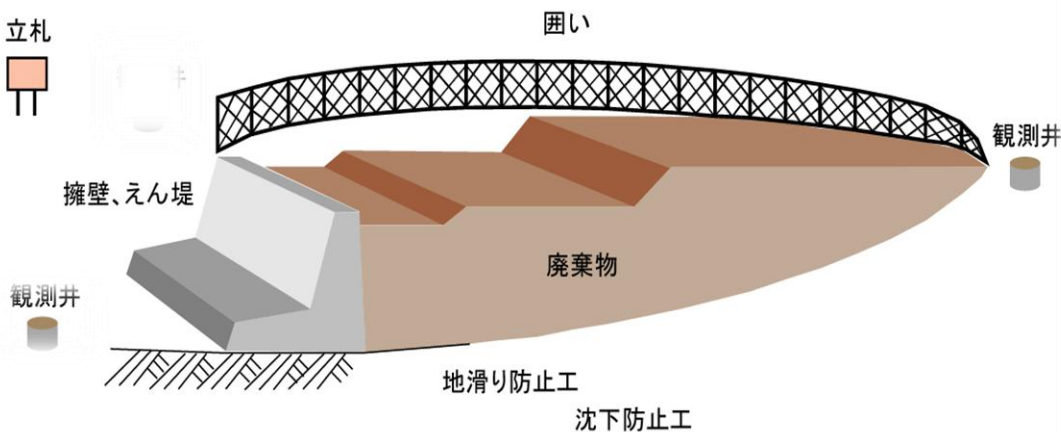


安定型最終処分場について

安定型最終処分場とは、有害物や有機物等が付着していない廃プラスチック類、がれき類等の、分解せず安定型である一定の産業廃棄物(安定型産業廃棄物)を、埋立処分することが認められている処分場のこと。

安定型産業廃棄物以外の産業廃棄物を搬入しないよう、展開検査が義務付けられている。

■ 構造のイメージ



■ 安定型産業廃棄物

廃プラスチック類

ただし、自動車等破砕物、廃プリント配線板、廃容器包装(不要物であるもので、有害物質又は有機性物質が混入・付着しているもの)を除く。

ゴムくず

がれき類

金属くず

ただし、自動車等破砕物、廃プリント配線板、廃容器包装(不要物であるもので、有害物質又は有機性物質が混入・付着しているもの)、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板を除く。

ガラス・陶磁器くず

ただし、自動車等破砕物、廃容器包装(不要物であるもので、有害物質又は有機性物質が混入・付着しているもの)、廃ブラウン管の側面部、廃石膏ボードを除く。

環境大臣が指定する産業廃棄物

石綿含有廃棄物を、処理基準にのっとり溶融又は無害化処理して生じた産業廃棄物、溶融又は無害化処理して生じたばいじんを基準にのっとり溶融して生じた産業廃棄物 など

最終処分場の埋立終了後の維持管理コスト

維持管理費用の項目

埋立終了時

最終覆土費用
法面保護工事費用
植栽費用
雨水排水設備費用
ガス抜き設備費用(※)

埋立終了後から廃止までの期間

人件費
施設・機器の点検費用
施設・機器の補修費用
浸出液処理設備運転管理費用(※)
水質検査等モニタリング費用
(保有水、放流水、地下水等のモニタリング)
等

廃止時

管理事務所の撤去費用
等

※ 管理型処分場のみ。

〔 計算例 〕

管理型最終処分場

- ◆ 埋立面積 30,000 m²
- ◆ 埋立期間 10年
- ◆ 維持管理年数 18年
(燃え殻、焼却灰等が埋立物に含まれる施設を想定)
- ◆ 浸出液処理施設能力 150m³/日

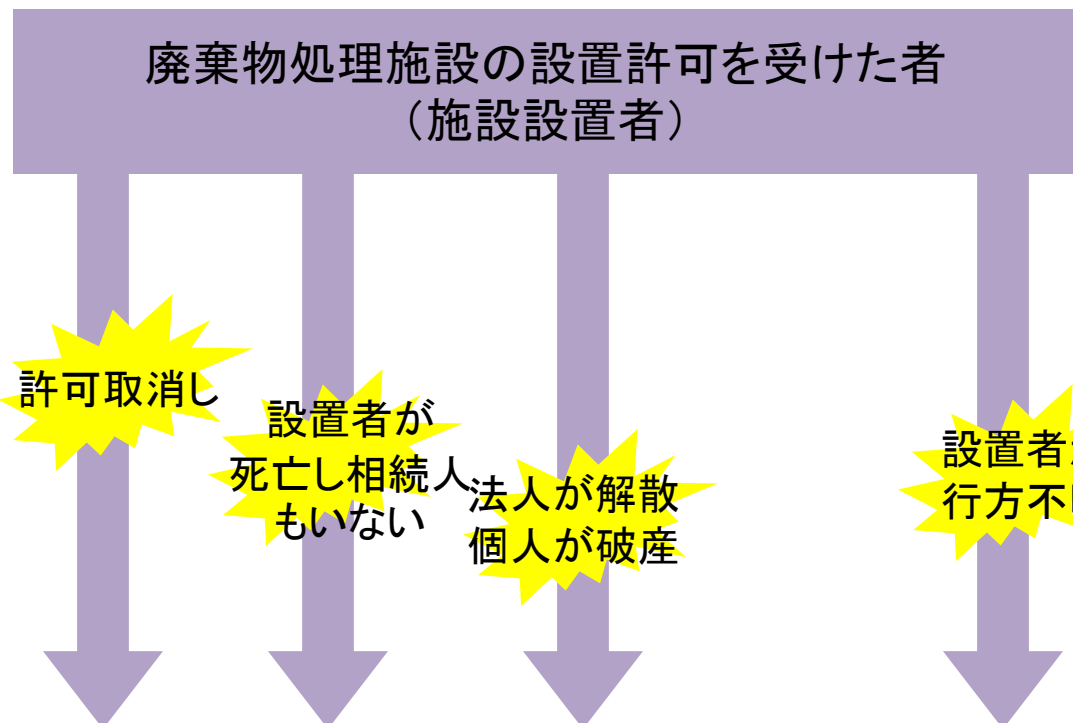
(総額)約12億円

安定型最終処分場

- ◆ 埋立面積 30,000 m²
- ◆ 埋立期間 10年
- ◆ 維持管理年数 3年

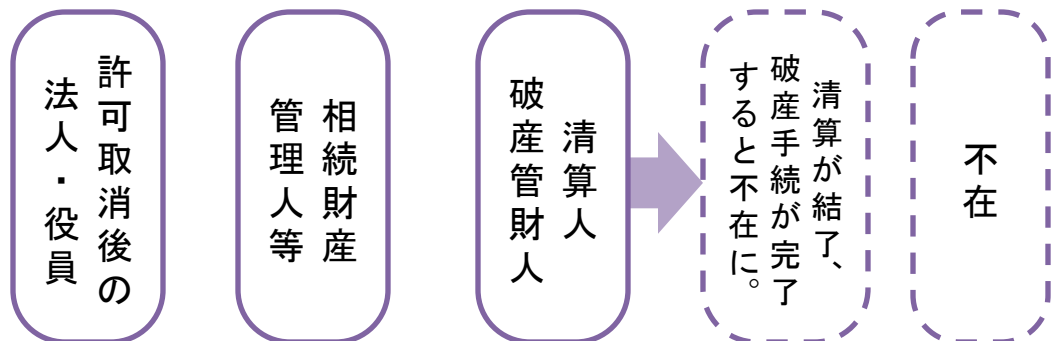
(総額)約8千万円

最終処分場の設置者が不在となる場合



施設設置者が不在

施設設置者が不在の場合に、施設管理が可能な者

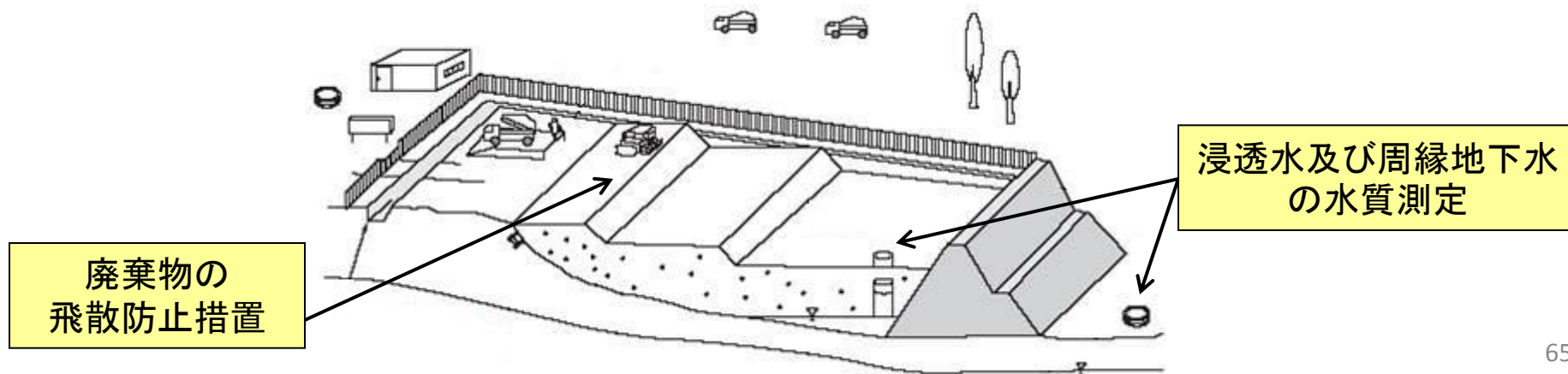


- 最終処分場の維持管理義務
- 維持管理積立金の積立義務
- 埋立終了の届出義務
- 廃止の届出義務、
都道府県による廃止確認
を受ける義務
- 維持管理するために維持
管理積立金を取り戻すことが
できる。

- 施設設置者の代わりに施設管理が可能な者であっても、維持管理義務等の責任を負う仕組みになっていない。
- 施設管理が可能な者がいないために行政が公費を投入して管理せざるをえない場合があるが、維持管理積立金を利用できる仕組みになっていない。

最終処分場が放置され問題となった事例

- A市に設置されたB事業者のC処分場(安定型)について、A市が立入検査を行ったところ、著しい容量超過が判明。
 - A市はB事業者に対し、改善命令を発出したが、B事業者には命令を履行する資力が無く休眠状態に。
 - A市は周辺住民の不安解消のため、C処分場についての維持管理を代行。
 - ✓ 浸透水及び周縁地下水の水質測定
 - ✓ 表出している廃棄物の飛散防止措置
 - A市は施設の設置者ではないため、当該維持管理にかかる経費について維持管理積立金を取り戻すことができない。
- ※ 同様の問題は、設置者が許可取消処分を受けた場合や行方不明となった場合などにも起こり得る。



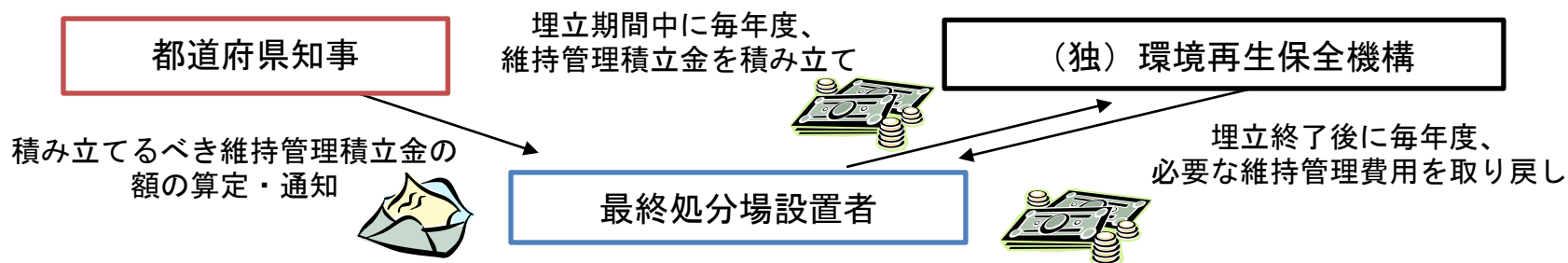
最終処分場維持管理積立金制度

制度の趣旨

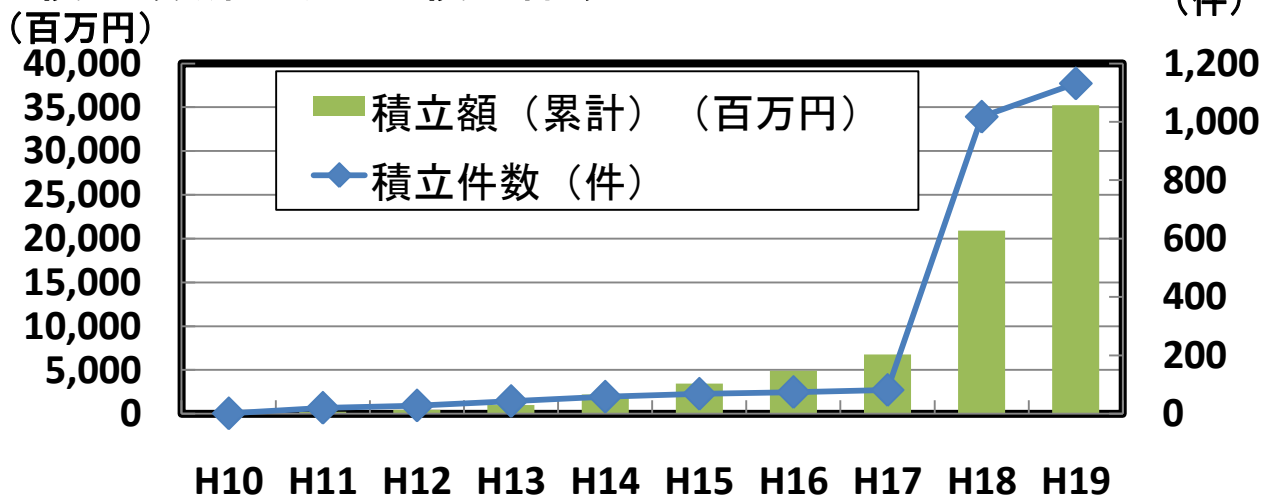
最終処分場は、埋立終了後は収入がなくなる一方で、埋立終了後、廃止までの間、必要な維持管理を行わなければならないため、埋立終了後の最終処分場の適正な維持管理を確保するため、最終処分場の設置者に対し、埋立終了後に必要となる維持管理費用をあらかじめ積み立てることを義務づけるもの。

制度の仕組み

- ① 最終処分場の設置者は、埋立期間中、毎年度、都道府県知事が通知する額の金銭を、独立行政法人環境再生保全機構に積み立てる。
- ② 最終処分場設置者は、埋立終了後、毎年度、維持管理費用を独立行政法人環境再生保全機構から取り戻す。



積立額(累計)及び積立件数



■ 平成17年の法改正により、最終処分場の維持管理積立金制度の対象を全ての許可処分場に拡大

■ 積立金未収納件数
{=(通知件数)-(積立件数)}
H19:176件 (H18:195件)

廃棄物処理センター制度

■産業廃棄物処理施設整備に係る公共関与の形態

形態		内容
経営参加		事業主体への出資
経済的手法 (ハード的支援)	用地確保支援	公共用地の無償提供・賃貸・売却 等
	補助等の助成	施設整備費に対する補助・低利融資・債務保証 等
規制・誘導・支援策 (ソフト的支援)	地元説明	立地について理解を得るための住民説明
	申請手続き等	アセスメント支援、都市計画審議会申請業務 等
	その他	安全で安心できる施設に廃棄物が集まる環境づくり、リサイクル品流通支援、残渣処分先確保の協力、情報提供 等

公共の信用力を活用して安全性・信頼性の確保を図りつつ、民間の資本・人材等を活用して廃棄物処理施設の整備を図るため、公的主体の関与した一定の法人等を環境大臣が廃棄物処理センターとして指定し支援

■産業廃棄物処理事業の事業主体

事業主体	事業主体の性質・特徴
① 民間事業者	
② PFI選定事業者	
③ 株式会社(公共の1/3以上の出資)	
④ 財団法人	
⑤ 公共直営	

廃棄物処理法第15条の5

廃棄物処理センターの指定実績及び稼働状況

➤ 18法人を指定(平成21年6月現在)

➤ うち、13法人の処理施設が稼働

稼働中

未稼働

都道府県	法人名	指定日	事業実施状況
岩手県	(財)クリーンいわて事業団	H5.1.7	最終処分場、焼却施設、破碎施設が稼働(平成7年9月～)
愛媛県	(財)愛媛県廃棄物処理センター	H5.11.25	焼却施設が稼働(平成12年1月～)
新潟県	(財)新潟県環境保全事業団	H6.6.29	焼却施設、最終処分場等が稼働(平成11年4月～)
兵庫県	(財)兵庫県環境クリエイトセンター	H7.11.27	最終処分場が稼働(平成13年10月～)
三重県	(財)三重県環境保全事業団	H11.11.22	焼却施設が稼働(平成14年12月～) 平成21年度から最終処分場を建設予定
神奈川県	(財)かながわ廃棄物処理事業団	H12.11.2	焼却施設が稼働(平成13年6月～)
宮崎県	(財)宮崎県環境整備公社	H12.12.20	最終処分場、焼却施設等が稼働(平成17年11月～)
島根県	(財)島根県環境管理センター	H12.12.20	最終処分場が稼働(平成14年4月～)
茨城県	(財)茨城県環境保全事業団	H13.12.17	最終処分場、焼却施設が稼働(平成17年8月～)
佐賀県	(財)佐賀県環境クリーン財団	H14.3.11	最終処分場、焼却施設が稼働(平成21年4月～)
山梨県	(財)山梨県環境整備事業団	H14.11.25	最終処分場が稼働(平成21年5月～)
滋賀県	(財)滋賀県環境事業公社	H14.11.25	最終処分場が稼働(平成20年10月～)
岩手県	いわて県北クリーン(株)	H18.10.30	焼却施設が稼働(平成21年4月～)

都道府県	法人名	指定日
香川県	(財)香川県環境保全公社	H6.3.14
高知県	(財)エコサイクル高知	H6.8.1
和歌山県	(財)紀南環境整備公社	H17.12.1
愛知県	(財)愛知臨海環境整備センター	H18.6.14
熊本県	(財)熊本県環境整備事業団	H20.3.17

廃棄物処理センターに対する支援制度

国庫補助

①産業廃棄物処理施設モデル的整備費補助

- ・一定規模以上の産業廃棄物の焼却施設、最終処分場等の整備につき、施設整備費の1/4を上限として、都道府県負担額と同額を補助
- ・都道府県の負担については地方債措置の適用あり

②廃棄物処理施設整備費補助

- ・一般廃棄物及び公共系産業廃棄物受入分に対する補助

③広域的廃棄物埋立処分施設整備費(安全性等確保事業)補助

- ・最終処分場の安全性確保のための事業(環境アセスメント、水質検査設備の整備等が対象)に対する1/2補助

税制上の特例措置

- ・廃棄物処理センターの基金に対する事業者の出えん金についての損金算入の特例

廃棄物処理センター整備基本計画調査(センター調査)

- ・廃棄物処理センターの整備促進のため、経営等の基礎調査を実施

産業廃棄物処理特定施設整備法に関する支援措置

- ・特定債務保証対象施設の整備に当たり、振興財団の債務保証

廃棄物処理施設に関するリスクコミュニケーション



廃棄物処理施設
の設置事業者

住民
関係市町村

○ 定期点検結果、維持管理状況
の情報公開



● 帳簿、維持管理情報等の閲覧

● 許可申請
● ミニアセス結果
の提出

● 施設設置に関して
告示・縦覧
○ 行政処分情報
の公開

● 施設設置に関して
生活環境保全の見地
からの意見

県知事
政令市長



● 許可審査
○ 定期点検
(維持管理状況、
施設構造の確認)
● 報告徴収・立入検査等
による適正処理指導

廃棄物の処理による生活環境リスクの共有
情報不足による不安感・忌避感を払拭

● : 現行法において定められている仕組み
○ : 現行法では定められていない仕組み

不法投棄撲滅アクションプラン

(平成16年6月15日策定)

1. 不法投棄の現状

■不法投棄の件数及び投棄量

- ・新たに確認される産業廃棄物の不法投棄は、近年40万t前後(1,000件前後)で推移。
- ・15年度当初の全国の不法投棄残存総量は、約1,096万t(約2,500件)。

■不法投棄による影響

不法投棄は、水質汚濁や土壌汚染等の環境面での影響はもちろん、原状回復費用(香川県豊島:総額447億円、青森・岩手県境:総額655億円)等の経済的損失をもたらすほか、周辺地域のコミュニティも破壊する等、社会的な影響も極めて大きい。

2. アクションプランのねらい

- ・不法投棄がもたらす様々な影響を考えれば、その未然防止を図ることが不可欠。
- ・このため、従来より講じてきた罰則の強化等の措置に加え、廃棄物の処理の流れに即した各段階での総合的な対策(アクションプラン)が必要。
- ・これにより、不法投棄対策の当面の目標である「5年以内に早期対応により大規模事案(5000トンを超えるもの)をゼロとする。」の実現を目指す。

3. アクションプランのポイント(3つの視点)

■地域における意識の向上

身近な散乱ごみ対策の強化(破れ窓理論の応用)

- ・分別収集ガイドラインの策定、日常生活や引越時等におけるごみ減量化の推進 等

■廃棄物処理体制の強化

受け皿の確保と廃棄物処理システムの透明性の向上

- ・車両へのステッカー貼付、行政処分の徹底、国境を越える廃棄物移動の適正化
- ・処理施設の効率的整備に向けた国の支援の充実、処分場の安全対策の強化 等

■制度を支える人材の育成

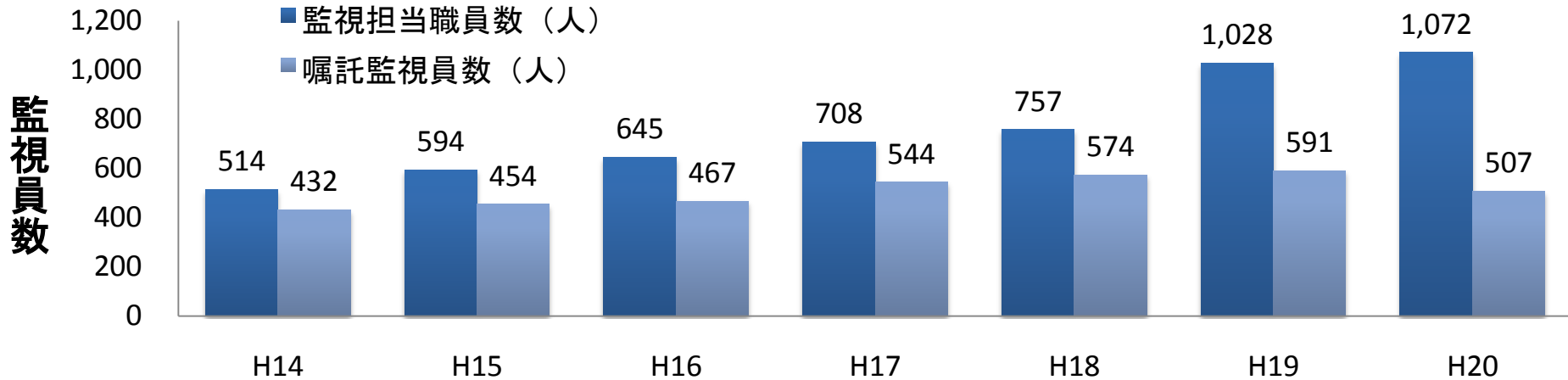
優良処理業者の育成や行政における体制整備

- ・評価基準の策定と税制措置等による優良処理業者の育成
- ・指導員の派遣・産廃アカデミー等による国と地方の人材育成
- ・地方環境対策調査官事務所の充実・強化や、不法投棄ホットラインの整備等を通じた環境監視(環境パトロール)活動や現場での即応体制の強化 等

※ 当面の目標「平成21年までに大規模事案(5000トン以上)をゼロにする」

不法投棄監視体制について

■不法投棄等の監視・適正処理の指導担当職員数



■全国の固定式監視用カメラ保有自治体数と台数

